

# 令和7年度 第1回大船渡市農業振興対策協議会

日時：令和7年8月27日（水）午後2時  
場所：市民交流館・カメリアホール

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

- (1) 会長及び副会長の互選について
- (2) 第7次大船渡市農業振興基本計画の取組状況について・・・資料1
  - ・施策「I 農業経営の安定化」の施策の基本方針「1 農地の保全と活用」
  - ・施策「I 農業経営の安定化」の施策の基本方針「2 農業経営の安定支援」
  - ・施策「II 農業の担い手の確保」の施策の基本方針「1 担い手の育成・確保」

### 4 そ の 他

### 5 閉 会

## 大船渡市農業振興対策協議会委員名簿

任期：令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

区分	役員	所属	職名	氏名	備考
1 農業委員会	副会長	大船渡市農業委員会	会長	熊谷 玲子	
2 農業団体	会長	大船渡市農業協同組合	代表理事組合長	猪股 岩夫	
3 "		岩手県農業共済組合	理事	小向 浩人	
4 知識経験者		東北農政局岩手県拠点 地方参事官室	総括農政推進官	佐々木 英幸	
5 "		岩手県沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター	所長	高橋 真紀	
6 "		岩手県沿岸広域振興局 大船渡農業改良普及センター	所長	伊藤 一成	
7 "		岩手県立大船渡東高等学校	教諭	佐々木 貴大	
8 農業者代表				佐藤 紀子	日頃市町
9 "				伊藤 裕司	日頃市町
10 "				細谷 知成	立根町
11 "				朴澤 美代子	猪川町
12 "				廣澤 栄子	赤崎町
13 "				大和田 勝子	末崎町
14 "				佐々木 陸子	三陸町綾里
15 "				及川 建則	三陸町越喜来
16 "				菊地 久寿	三陸町吉浜

### [事務局 大船渡市農林水産部]

	所属	職名	氏名	備考
1	大船渡市農林水産部	部長	山岸 健悦郎	
2	大船渡市農林水産部農林課	課長	佐藤 雅基	(事務局長)
3	大船渡市農林水産部農林課	課長補佐	森 崇	
4	大船渡市農林水産部農林課	主幹	佐藤 信一	
5	大船渡市農林水産部農林課	農政係長	鈴木 英行	
6	大船渡市農林水産部農林課	農政係主任	吉田 真央	
7	大船渡市農林水産部農林課	農政係主任	熊谷 堯之	
8	大船渡市農林水産部農林課	農政係主任	阿部 智文	
9	大船渡市農林水産部農林課	農政係主事	小泉 海音	

議事(1) 会長及び副会長の互選について

大船渡市農業振興対策協議会設置条例第4条第1項の規定により、会長及び副会長の選出を求めます。

- 会長 1名
- 副会長 1名

令和7年7月末現在

## ○基本目標／魅力ある農業の推進

## ○施策／I 農業経営の安定化

## ○施策の基本方針／1 農地の保全と活用

施策の展開（事業）	令和6年度実績	令和7年度計画・進捗（実績値は、令和7年7月末現在）	課題等
(1) 農業生産基盤の整備と利用管理	<p>①農地中間管理事業に伴う協力金の交付 農地中間管理事業を活用して、農地集積に協力した地域、農業者等に対し交付する機構集積協力金の交付実績はなかった。</p> <p>②農業用施設維持補修事業 農業用水路等の補修を行い、適切な農業用施設の維持管理に努めた。 [事業内容] 鷹生水路橋改修工法検討 1件 5,005千円 農業用水路補修等(三陸町吉浜大野地内ほか) 3件 1,174千円 ため池補修(繁六ため池) 1件 113千円 計 5件 6,292千円</p>	<p>①農地中間管理事業に伴う協力金の交付 農地中間管理事業を通じた地域の中心となる経営体への農地集積等を円滑に進めるため、農地集約等に取り組む地域に対し、機構集積協力金を交付する。</p> <p>②農業用施設維持補修事業 農業用水路等の補修を行い、適切な農業用施設の維持管理に努める。 [事業計画] 頭首工補修(三陸町越喜来東上浦嶺地内) 1,313千円 農業用水路補修(日頃市町字下板用地内ほか) 1,094千円 農道橋橋梁点検(日頃市町字石橋地内) 2,093千円 計 4,500千円</p>	<p>○農地の集約化 農地中間管理機構、県及び農業委員会等と連携し、地域の中心的経営体の育成確保を進めながら、農地の集約化を図っていく必要がある。</p> <p>○計画的な維持補修 緊急度、優先度等を見極めながら、老朽化等に対応した計画的な維持補修を実施していく必要がある。</p>
(2) 地域計画(人・農地プラン)の推進	<p>①地域計画の策定 市内8地区で「地域農業を考える座談会」を開催し、将来の農地の効率的かつ総合的な利用の目標(目標地図)等を盛り込んだ地域計画を策定した。 [座談会] 末崎2回、赤崎2回、猪川2回、立根2回、日頃市6回、綾里2回、越喜来2回、吉浜1回、計19回</p> <p>②地域農業計画実践支援事業 当該事業に係る令和5年度事業評価について、沿岸広域振興局に報告した。 [内容] ・R4 清水地区ハウス利用組合 パイプハウス3棟ほか整備 事業費8,035千円(うち県2,678千円、市1,339千円) ・R5 三陸畜産組合 クローラーカッター1台、マニアスプロッタ1台整備 事業費1,375千円(うち県457千円、市230千円)</p>	<p>①地域計画の更新 市内8地区で「地域農業を考える座談会」を開催し、地域計画(目標地図)を更新する。 [座談会] 末崎、赤崎、猪川、立根、日頃市、綾里、越喜来、吉浜で各1回</p> <p>②地域農業計画実践支援事業 当該事業に係る令和6年度事業評価について、沿岸広域振興局に報告した。 [内容] ・R4 清水地区ハウス利用組合 パイプハウス3棟ほか整備 事業費8,035千円(うち県2,678千円、市1,339千円) ・R5 三陸畜産組合 クローラーカッター1台、マニアスプロッタ1台整備 事業費1,375千円(うち県457千円、市230千円)</p>	<p>○農地の集約化(再掲) 農地中間管理機構、県及び農業委員会等と連携し、地域の中心的経営体の育成確保を進めながら、農地の集約化を図っていく必要がある。</p> <p>○計画的かつ効率的な事務執行 事業導入に向けた相談から導入に至るまでの計画策定に時間を要することから、県及び事業実施主体と連携し、計画的かつ効率的に事務を執行する必要がある。</p>
(3) 遊休農地の解消	<p>①農地中間管理事業による農地の有効利用 三陸町吉浜地内において、農地中間管理事業による利用権設定の新規契約(10筆)、契約更新(40筆)に係る手続きを行った。 [内容] 権利を設定する者(農地所有者) 27名 権利の設定を受けるもの(耕作者) 2名 ※更新期間: 令和7年4月1日～令和14年3月31日(7年間)</p> <p>②椿利活用推進事業 遊休農地の縮減や椿利活用の推進を図るため、植樹用地を公募し、遊休農地等にヤブツバキの植樹を行った。 [植栽実績] 11月25日 末崎町字大浜地内 椿苗木20本</p>	<p>①農地中間管理事業による農地の有効利用 三陸町吉浜地内において、農地中間管理事業による利用権設定の新規契約(3筆)、契約更新(49筆)に係る手続きを行う。 [内容] 権利を設定する者(農地所有者) 25名 権利の設定を受けるもの(耕作者) 4名 ※新規期間: 令和7年10月1日～令和14年3月31日(6年間) 更新期間: 令和8年4月1日～令和14年3月31日(6年間)</p> <p>②椿利活用推進事業 遊休農地の縮減や椿利活用の推進を図るため、遊休農地等にヤブツバキの植樹を行った。 [植栽計画] 7月14日 末崎町字小中井地内 椿苗木20本</p>	<p>○農地の集約化(再掲) 農地中間管理機構、県及び農業委員会等と連携し、地域の中心的経営体の育成確保を進めながら、農地の集約化を図っていく必要がある。</p> <p>○植栽地の適正な管理 ヤブツバキの良好な生育を促すため、植栽地の草刈りや肥料散布等適正な管理の実施及び啓発を行う必要がある。</p>

施策の展開（事業）	令和6年度実績	令和7年度計画・進捗（実績値は、令和7年7月末現在）	課題等
(4) 日本型直接支払事業の推進	<p>①多面的機能支払制度の推進 農地の多面的機能を継続的に發揮させるため、農業用水路の泥上げや農道の路面維持などの認定組織が取り組む共同活動等に対し交付金を交付し、組織の活動を支援した。 【認定組織等】 認定組織　日頃市/板川長集落、小通集落、鷹生川流域広域協定（鷹生、宿、平山集落による広域協定）吉浜/本郷集落、大野集落　合計5組織 協定面積　114ha 交付金額　6,031千円</p> <p>②中山間地域等直接支払制度の推進 条件不利地域において、農地の維持管理及び保全活動を行う認定組織に対し交付金を交付し、各地域における活動を支援した。 【認定組織等】 認定組織　日頃市/鷹生集落、宿集落、平山集落、小通集落吉浜/本郷集落、大野集落　合計6組織 協定面積　101ha 交付金額　16,115千円</p>	<p>①多面的機能支払制度の推進 農地の多面的機能を継続的に發揮させるため、農業用水路の泥上げや農道の路面維持などの認定組織が取り組む共同活動等に対し、交付金を交付し、組織の活動を支援する。 また、小通集落、本郷集落、大野集落3組織の再認定事務を行う。 【認定組織等】 認定組織　日頃市/板川長集落、小通集落、鷹生川流域広域協定（鷹生、宿、平山集落による広域協定）吉浜/本郷集落、大野集落　合計5組織 協定面積　114ha 交付金額　7,469千円</p> <p>②中山間地域等直接支払制度の推進 条件不利地域において、農地の維持管理及び保全活動を行う認定組織に対し交付金を交付し、各地域における活動を支援する。 また、全6組織の再認定事務を行うほか、新たに板川長集落の認定事務を行う方向で調整する。 【認定組織等】 認定組織　日頃市/鷹生集落、宿集落、平山集落、小通集落吉浜/本郷集落、大野集落　合計6組織 協定面積　101ha 交付金額　17,691千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規認定組織の掘り起こし及び人材育成 農地の多面的機能を保全するため、新たな認定組織の掘り起こしが必要である。</li> <li>また、将来にわたって組織を維持するため、事務全般の負担を軽減するとともに、女性や若者等の人材を育成する必要がある。</li> </ul>
(5) 環境に配慮した農業の推進	<p>①環境保全活動の取組の支援 多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度に取り組む活動組織に対し、環境保全型農業直接支払制度の周知を行った。</p> <p>②農業用廃プラスチック・廃農薬の適正処理 大船渡地方農業振興協議会に参画し、農業用廃プラスチックの回収について周知するとともに、回収作業を実施した。なお、廃農薬回収は隔年実施としている。 【回収実績】 農業用廃プラスチック回収（11月）　5,567kg</p>	<p>①環境保全活動の取組の支援 多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度に取り組む活動組織に対し、制度周知を行うとともに新規組織の掘り起しに努める。</p> <p>②農業用廃プラスチック・廃農薬の適正処理 大船渡地方農業振興協議会とともに、農業用廃プラスチック及び廃農薬の回収作業を行う。廃農薬回収は隔年実施としている。 【回収予定】 廃農薬回収（8月） 農業用廃プラスチック回収（11月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○制度周知及び新規組織の掘り起し 制度の内容を周知するとともに、取組可能な組織や農業者との合意形成を図りながら、事業実施していく必要がある。</li> <li>○廃プラスチック・廃農薬の適正処理の推進 回収実績の向上に向けて、効果的な周知を行う等適正処理を推進する必要がある。</li> </ul>

#### 〔施策の基本方針1「農地の保全と活用」成果指標〕

項目	令和2年度（実績）	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）	令和6年度（実績）	令和7年度	令和8年度（目標）
耕地面積	672ha	649ha	634ha	632ha	628ha	—	670ha
遊休農地率	19.9%	13.4%	15.7%	13.8%	14.1%	—	19.0%

○施策の基本方針／2 農業経営の安定支援

施策の展開（事業）	令和6年度実績	令和7年度計画・進捗（実績値は、令和7年7月末現在）	課題等
(1) 土地利用型農業の振興	<p>①農地中間管理事業の活用による経営規模の拡大（再掲） 三陸町吉浜地内において、農地中間管理事業による利用権設定の新規契約（10筆）、契約更新（40筆）に係る手続きを行った。 [内容] 権利を設定する者（農地所有者） 27名 権利の設定を受けるもの（耕作者） 2名 ※更新期間：令和7年4月1日～令和14年3月31日（7年間）</p> <p>②スマート農業の導入に向けた支援 令和7年度から実施するスマート農業機器導入支援事業に係る情報収集に務めた。</p>	<p>①農地中間管理事業の活用による経営規模の拡大（再掲） 三陸町吉浜地内において、農地中間管理事業による利用権設定の新規契約（3筆）、契約更新（49筆）に係る手続きを行う。 [内容] 権利を設定する者（農地所有者） 25名 権利の設定を受けるもの（耕作者） 4名 ※新規期間：令和7年10月1日～令和14年3月31日（6年間） 更新期間：令和8年4月1日～令和14年3月31日（6年間）</p> <p>②スマート農業の導入に向けた支援 大船渡市スマート農業機器導入支援事業費補助金を創設し、農業用ドローン又は遠隔操作等草刈機の購入費や、農業用ドローンのオペレーター講習の受講経費の一部を助成する。</p>	<p>○農地の集約化（再掲） 農地中間管理機構、県及び農業委員会等と連携し、地域の中心的経営体の育成確保を進めながら、農地の集約化を図っていく必要がある。</p> <p>○機械やサービスの導入コスト スマート農業に活用される機械やサービスが高価なため、小規模な農家では導入に対する費用対効果が見合わないなど、負担軽減策の充実が必要がある。</p>
(2) 施設型・周年生産型農業の確立	<p>①各種イベント等 10/26に大船渡市農業協同組合JAまつり実行委員会が「JAまつり」を開催された。JAまつりの中で、農産物品評会・フラワーコンテストにおける大船渡市長賞（1点）にかかる賞状及び記念品（副賞）の準備等に対応した。</p> <p>②高収益作物等 市内農業法人が越喜来浦浜地区で計画する施設整備に対し、国の「産地生産基盤パワーアップ事業」を導入し、大船渡農林振興センターと連携しながら進捗管理に務めた。 [事業内容] 整備施設 大規模周年栽培施設2.43ha 生産物等 ミニトマト 補助対象事業費 2,531,917千円（うち国庫補助1,100,000千円）</p> <p>③花き つばきまつりや世界の椿館・碁石の自主事業の中で、寄せ植え体験教室等の花きに触れられるイベント（11回）を行い、花き振興に努めた。</p>	<p>①各種イベント等 10/25に大船渡市農業協同組合JAまつり実行委員会が「JAまつり」を開催する。</p> <p>②高収益作物等 沿岸12市町村と県の関係組織による「沿岸地域園芸施設等誘致促進連絡会」に参画し、県や関係市町村と一体となって、企業誘致による沿岸地域での園芸産地の形成の取組を進める。</p> <p>③花き 世界の椿館・碁石と連携しながら、碁石海岸観光まつりや世界の椿館・碁石が主催する秋のフェスティバル等のイベントで、花きの販売ブースを設ける等、市内産花きのPRや販売の拡大へ向けた支援を行う。</p>	<p>○各種イベント等の支援 JAまつりに対しては、農産物品評会・フラワーコンテストへの参画や記念品（副賞）を継続していく必要がある。</p> <p>○産地パワーアップ事業の成果目標達成状況の把握 事業実施主体が計画で定めた成果目標の達成状況を県に報告する必要がある。</p> <p>○花き生産者の支援 イベント以外にも、契約販売の拡大の支援等により、収益性の向上等経営の維持安定化を図る必要がある。</p>
(3) 価格安定対策の推進	<p>①青果物等価格安定事業 公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会を実施主体として、県、市、農業団体、生産者で基金造成し、補給金を交付する事業だが、市場価格が高単価で推移し、保証基準単価を上回ったため、補給金の交付はなかった。 [交付内容] 作物及び交付額 ズッキー 0円、たまねぎ 0円 負担割合 県3/10、市2/10、農業団体2/10、農業者3/10</p> <p>②山間地域農産物価格安定対策事業 大船渡市農協を実施主体として、市、農協、生産者で基金造成し、補給金を交付する事業だが、市場価格が高単価で推移し、保証基準単価を上回ったため、補給金の交付はなかった。（対象作物：ピーマン） [交付内容] 作物及び交付額 ピーマン 0円（市0円） 負担割合 ピーマン：市1/3、農協1/3、生産者1/3</p> <p>③ブロイラー価格安定対策事業 岩手県チキン協同組合を実施主体として、県、市、組合、生産者で基金造成し、価格が低落したことから生産者に補給金を交付した。 [交付内容] 対象数及び交付額 1,048,000羽 5,240,000円（市327,500円） 負担割合 県1/8、市0.5/8、生産者3/8、協同組合3.5/8</p>	<p>①青果物等価格安定事業 公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会を実施主体として、県、市、農業団体、生産者で基金造成し、補給金を交付する。</p> <p>②山間地域農産物価格安定対策事業 大船渡市農協を実施主体として、市、農協、生産者で基金造成し、補給金を交付する。（対象作物：ピーマン）</p> <p>③ブロイラー価格安定対策事業 岩手県チキン協同組合を実施主体として、県、市、組合、生産者で基金造成し、価格が低落した際に補給金を交付する。（対象数：998,000羽）</p>	<p>○青果物等の価格安定 全県の出荷計画に基づく安定的な生産出荷の実現を図る必要がある。</p> <p>○山間地域農産物の価格安定 全県の出荷計画に基づく安定的な生産出荷の実現を図る必要がある。</p> <p>○後継者の育成 生産農家の高齢化や減少等に対応するため、後継者育成等が必要である。</p>

施策の展開（事業）	令和6年度実績	令和7年度計画・進捗（実績値は、令和7年7月末現在）	課題等
(4) 地域資源の活用	<p>①特産品の振興 ア 小枝柿 大船渡市農協では、農家が生産した柿の実を集荷し、農産物処理加工集出荷施設において加工後、農家から集荷した干し柿と合わせて販売した。 〔出荷実績〕 気仙小枝柿1,052kg、2,929千円</p> <p>イ 椿 ・花きの生産振興と消費拡大を図り、椿の利活用による地域の活性化に資するため、世界の椿館・墓石でつばきまつりを開催した。 〔開催状況等〕 開催日数 50日間 来場者数 7,646人（昨年度比△3,219人） ・椿を生かしたまちづくり活動の推進や椿油の普及を図るため、椿学習や椿油搾油体験を行った。 〔実施状況等〕 椿学習 大小(3回)、日小(3回)、末小(4回) 椿油搾油体験 市産業まつりやつばきまつり等(198人)</p> <p>②6次産業化に向けた取組の支援 ・産地化を目指した作業体系の確立のため、椿のタネ集めの支援を行った。また、原材料となる椿の植樹を実施した。</p> <p>③地産地消の推進 ・大船渡地方農業振興協議会地域振興部会主催の郷土料理伝承者育成講習会等について、市広報で市民に周知する等、当該協議会と連携しながら取組を行った。 ・市関係課で「食育業務担当者会議」を開催し、地産地消や食育に関する取組について、情報共有を図った。</p>	<p>①特産品の振興 ア 小枝柿 大船渡市農協では、農家が生産した柿の実を集荷し、農産物処理加工集出荷施設において加工後、農家から集荷した干し柿と合わせて販売する。</p> <p>イ 椿 ・花きの生産振興と消費拡大を図り、椿の利活用による地域の活性化に資するため、世界の椿館・墓石でつばきまつりを開催する。 ・椿を生かしたまちづくり活動の推進や椿油の普及を図るため、椿学習や椿油搾油体験を行う。</p> <p>②6次産業化に向けた取組の支援 ・農業者や市内事業者等が行う特産品開発に係る取組を支援する。 ・椿を活用した6次産業化を進めるに当たり、関係機関・団体の紹介や、タネ集めの支援等を行い、6次産業化に向けた取組を支援する。</p> <p>③地産地消の推進 ・大船渡地方農業振興協議会地域振興部会主催の郷土料理伝承者育成講習会等について、市広報で市民に周知する等、当該協議会と連携しながら取組を行う。 ・市関係課で「食育業務担当者会議」を開催し、地産地消や食育に関する取組について、情報共有を図る。</p>	<p>○小枝柿に関する管理方法等の指導 干し柿に適さない小ぶりな実が多いため、市農協等と連携して、品質の向上や安定化を図るために管理方法等の指導を行っていく必要がある。</p> <p>○椿のタネの収穫体制の構築等 椿のタネの収穫目標を達成するため、収穫体制の構築と成本の確保が必要である。</p> <p>○6次産業化に向けた推進体制の構築等 ・生産、加工、流通過程において価値をつなぎ、付加価値をより高めていくよう、地域ぐるみでの事業推進体制を構築する必要がある。 ・椿の認知度の向上及び高付加価値化を図っていく必要がある。</p> <p>○後継者の掘り起こし及び人材育成 郷土料理等の普及に貢献している方々の高齢化が進んでおり、若い世代の後継者が少ないとから、後継者の掘り起こしや人材育成を行う必要がある。</p>
(5) 活力に満ちた魅力ある農村の形成	<p>①活力に満ちた魅力ある農村の形成 中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度を活用し、農村環境の維持、保全に努めた。</p> <p>②グリーン・ツーリズムの推進 市観光交流推進室が事務局となっている大船渡市グリーン・ツーリズム協議会は、体験メニューのプログラム体制が整ってきたことや、協議会の設立目的が達成され、存在意義が薄れしてきたことなどから、令和5年度をもって事業を終了し、令和6年度に協議会解散となった。</p>	<p>①活力に満ちた魅力ある農村の形成 中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度を活用し、農村環境の維持、保全に努める。</p> <p>②グリーン・ツーリズムの推進 引き続き、事業担当課である市観光交流推進室と連携し、ニーズに合わせた農業体験メニューの検討・造成、受入体制の基礎を再構築するため、先進事例等の情報収集に努める。</p>	<p>○地域全体で取り組む環境づくり 高齢化により、共同作業の作業範囲や回数が減少傾向にあることから、青年層や地域全体で取り組む環境づくりが必要である。</p> <p>○グリーン・ツーリズムの推進 市観光交流推進室や多様な業種と連携し、農業体験メニューの試行開発等を進めながら、事業の定着を図っていく必要がある。</p>

施策の展開（事業）	令和6年度実績	令和7年度計画・進捗（実績値は、令和7年7月末現在）	課題等
(6) 畜産経営の安定と収益性向上	<p>①養鶏業の振興 ア ブロイラー価格安定対策事業（再掲） 岩手県チキン協同組合を実施主体として、県、市、組合、生産者で基金造成し、価格が低落したことから生産者に補給金を交付した。 〔交付内容〕 対象数及び交付額 1,048,000羽 5,240,000円（市327,500円） 負担割合 県1/8、市0.5/8、生産者3/8、協同組合3.5/8</p> <p>イ 畜産競争力強化整備事業 大船渡市チキンクラスター協議会が実施した施設整備事業について、設定した成果目標を達成できるよう指導、助言した。</p> <p>ウ 防疫対策 鳥インフルエンザ発生時における防疫人員計画を策定するとともに、防疫作業従事者集合施設について、旧吉浜中学校を候補地として報告した。</p> <p>②肉用牛・酪農経営の安定化 ア 種山高原牧野管理運営協議会参画事業 市内畜産農家の負担を軽減し、低コストで安定的な畜産物の生産を図るために、種山高原牧野放牧事業運営協議会に加入し、放牧事業に参画するとともに、負担金を支出した。 〔内容〕 参画団体 県、5市町及び3農協の計9団体 負担金237千円</p> <p>イ 畜産振興事業 畜産の振興を図るため、大船渡市農協が畜産物の生産性向上のための事業（人工授精、公共牧野運搬、牛削蹄、アカバネ病予防ワクチン接種等）を行う場合に要する経費の一部を補助した。 〔交付実績〕 522千円</p> <p>③獣医療対策 気仙地方の獣医師確保に対する支援として、大船渡地方農業振興協議会特別会計に対し、負担金を支出した。 〔負担金〕 353千円</p>	<p>①養鶏業の振興 ア ブロイラー価格安定対策事業（再掲） 岩手県チキン協同組合を実施主体として、県、市、組合、生産者で基金造成し、価格が低落した際に補給金を交付する。（対象数：998,000羽）</p> <p>イ 畜産競争力強化整備事業 大船渡市チキンクラスター協議会が実施した施設整備事業について、設定した成果目標を達成できるよう指導、助言を行う。</p> <p>ウ 防疫対策 鳥インフルエンザ発生時における防疫作業従事者集合施設となる旧吉浜中学校で、集合施設設置に係る実動訓練を実施する。</p> <p>②肉用牛・酪農経営の安定化 ア 種山高原牧野管理運営協議会参画事業 市内畜産農家の負担を軽減し、低コストで安定的な畜産物の生産を図るために、種山高原牧野放牧事業運営協議会に加入し、放牧事業に参画するとともに、負担金を支出する。</p> <p>イ 畜産振興事業 畜産の振興を図るため、大船渡市農協が畜産物の生産性向上のための事業（人工授精、公共牧野運搬、牛削蹄、アカバネ病予防ワクチン接種等）を行う場合に要する経費の一部を補助する。 〔交付予定額〕 700千円</p> <p>③獣医療対策 気仙地方の獣医師確保に対する支援として、大船渡地方農業振興協議会特別会計に対し、負担金を支出する。 〔負担金〕 353千円</p>	<p>○後継者の育成（再掲） 生産農家の高齢化や減少等に対応するため、後継者育成等が必要である。</p> <p>○豚熱感染拡大の抑制 イノシシの北上による豚熱の感染拡大が懸念されることから、野生イノシシ経口ワクチンの散布等対策を行い、感染イノシシの絶対数を抑制する必要がある。</p>
(7) 鳥獣被害対策の推進	<p>①捕獲対策 大船渡市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲及び里山周辺パトロール（1回）を実施した。 ニホンジカ1,341頭（前年度1,344頭） ツキノワグマ 13頭（前年度10頭）、イノシシ 14頭（前年度14頭） ハクビシン等 7頭（前年度9頭）、鳥類 65羽（前年度85羽）</p> <p>②侵入防止対策 防護網の購入支援 L=3,700m（45件） 電気柵資材購入支援事業費補助金200千円（6件）</p> <p>③環境整備対策 サル装着GPS受信用固定基地局賃貸借 1基（日頃市町宿地域） 放任果樹木伐採 30本（日頃市町鷹生地域）</p>	<p>①捕獲対策 大船渡市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲及び里山周辺パトロールを実施する。 〔計画捕獲数〕 ニホンジカ1,161頭、イノシシ9頭</p> <p>②侵入防止対策 イノシシ対策講習会（三陸町綾里地区【予定】） 防護網の購入支援 電気柵資材購入支援事業費補助金</p> <p>③環境整備対策 サル装着GPS受信用固定基地局賃貸借 2基（日頃市町小通、宿地域）</p>	<p>○有害捕獲の強化 農作物等の鳥獣被害額は依然として高い水準で推移しており、ニホンジカを重点対象とした有害捕獲の強化が必要である。 また、被害が拡大しているニホンザルや、近年増加しているイノシシの被害を防ぐため、鳥獣の特性に合わせた防護柵や電気柵の設置など被害防止体制の強化が必要である。</p> <p>※ サル装着GPS受信用固定基地局は、以前から日頃市町字小通、宿地域の2基を賃貸借していたが、令和6年度は事情により1基の賃貸借とした。</p>

#### 〔施策の基本方針2「農業経営の安定支援」成果指標〕

項目	令和2年度（実績）	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）	令和6年度（実績）	令和7年度	令和8年度（計画）
ピーマン出荷量	66.6 t	59.1t	56.2t	47.3t	98.5t	—	70.0 t
ピーマン出荷額	2,798万円	1,865万円	1,928万円	2,210万円	4,877万円	—	2,940万円
椿実収穫量	0.2 t	0.2 t	0.4 t	0.5t	0.04 t	—	1.0 t
世界の椿館・碁石来館者延べ人数	9,315人	10,955人	15,416人	17,254人	15,632人	—	24,000人
鳥獣による農作物被害額	1,054万円	698万円	646万円	840万円	675万円	—	500万円

○施策／Ⅱ農業の担い手の確保

○施策の基本方針／1担い手の育成・確保

施策の展開（事業）	令和6年度実績	令和7年度計画・進捗（実績値は、令和7年7月末現在）	課題等
(1) 認定農業者の育成	<p>①認定農業者の確保 農業者3名の更新を行った。また、認定期間が満了する農業者1名が更新辞退した。 〔認定農業者総数〕21経営体</p> <p>②地域農業の担い手育成 県認定農業者組織連絡協議会の事務局がある岩手県農業会議が主催する各種研修等について、農業者等へ周知した。</p>	<p>①認定農業者の確保 ・認定期間が満了する5経営体について、認定の更新を行う。 ・意欲ある農業者の掘り起しに努める。</p> <p>②地域農業の担い手育成 ・岩手県農業会議等が主催する各種研修等の活用について、農業者等へ周知を行い、農業経営の改善の一助となるよう努める。 ・大船渡市認定農業者の会による研修会を行い、会員同士の研鑽と交流を深めた。</p>	<p>○認定農業者の確保 高齢化などを理由に、更新を辞退し、認定農業者数が減少傾向にあることから、市内に限らず、市外からの移住等も視野に、意欲ある農業者の確保が必要である。</p>
(2) 就農者等の確保・育成とスマート農業の推進	<p>①就農者等の確保 ・大船渡地方農業振興協議会で開催した新規就農希望者対象の就農相談会に参画するなど、新規就農者への支援活動を行った。 ・青年就農者の就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後の所得を確保する資金（農業次世代人材投資資金）を交付した。 〔交付額〕2,250千円（継続 夫婦型1件） ・次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に資金（経営開始資金）を交付した。 〔交付額〕750千円（継続 1件）※上半期分のみ</p> <p>②就農者等の育成 ・岩手県内の女性農業者の研修会・フォーラム等について、市内女性就農者に周知し、参加の促進を図った。 ・市内小学校で実施する農作業体験学習を支援した。 〔支援実績〕130千円×2校（日頃市小、吉浜小）</p> <p>③スマート農業の導入に向けた推進（再掲） 令和7年度から実施するスマート農業機器導入支援事業に係る情報収集に務めた。</p>	<p>①就農者等の確保 ・関係機関と連携し、大船渡地方農業振興協議会等で開催する就農相談会や生産現場見学会に参画するなど、新規就農者への支援活動を行う。 ・経営が不安定な就農直後の所得を確保することを目的に、新規青年就農者に対し、農業次世代人材投資資金を交付する。 〔交付予定額〕1,125千円（継続 夫婦型1件）</p> <p>②就農者等の育成 ・岩手県内の女性農業者の研修会・フォーラム等に参加を促進し、女性農業者の活躍意識の醸成を図る。 ・市内小学校で実施する農作業体験学習に補助金を交付する。 〔支援予定〕100千円×2校（日頃市小、吉浜小）、32千円×1校（立根小）</p> <p>③スマート農業の導入に向けた推進（再掲） 大船渡市スマート農業機器導入支援事業費補助金を創設し、農業用ドローン又は遠隔操作等草刈機の購入費や、農業用ドローンのオペレーター講習の受講経費の一部を助成する。</p>	<p>○就農者支援体制の強化 ・新規就農希望者に対し、経営開始資金や農業者を対象とした融資制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し、支援体制を強化していく必要がある。</p> <p>○就農者の育成 ・講習会等を通じ、女性農業者の作業内容や作業分担の拡大を図っていく必要がある。</p> <p>○スマート農業に関する情報提供（再掲） スマート農業の導入について、農業者に対し、積極的な情報提供に努め、導入の可能性等に関する農業者の理解を深める必要がある。</p>
(3) 生産組織等の育成と法人化の推進	<p>①生産組織等の育成 関係機関からの情報収集及び農業者の研修会の情報提供を行ったが、研修会等への参加実績なし。</p> <p>②法人化の推進 関係機関からの情報収集及び農業者の研修会の情報提供を行ったが、研修会等への参加実績なし。</p>	<p>①生産組織等の育成 大船渡地方農業振興協議会等で開催する研修会等に参加して情報収集を行う。また、農業者の研修会等の情報提供を行う。</p> <p>②法人化の推進 大船渡地方農業振興協議会等で開催する研修会等に参加して情報収集を行う。また、農業者の研修会等の情報提供を行う。</p>	<p>○組織化への機運醸成 当市の日本型直接支払事業に取り組んでいる組織は、農地等の保全活動が主となっていることから、農業生産活動の共同化等により組織化への機運を高めていく必要がある。</p> <p>○法人化に対する意識啓発 法人化による農業経営への効果などについて、農業者等の理解を深める機会の充実と情報発信の強化が必要である。</p>
(4) 農業と福祉の連携の推進	<p>障がい者への就労準備支援の一環として、農作業就労の取組を支援した。 市内の就労継続支援B型事業所に椿植栽地草刈り業務を委託した。 〔内容〕末崎町字山岸地内椿植栽地草刈り業務 93,456円×2回</p>	<p>引き続き、農業者及び市地域福祉課等に対し、障がい者への就労準備支援等の情報提供を行う。</p>	<p>「障がい者側では就労先の確保を求めており一方、雇用する側は障がい者が働くための環境整備の情報が不足していることから、お互いに情報共有できる体制づくりを支援する必要がある。」</p>

[施策の基本方針1「担い手の育成・確保」成果指標]

項目	令和2年度（実績）	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）	令和6年度（実績）	令和7年度	令和8年度（計画）
認定農業者数	29経営体	25経営体	25経営体	23経営体	21経営体	—	30経営体
新規就農者数	3人・経営体/年	2人・経営体/年	2人・経営体/年	3人・経営体/年	3人・経営体/年	—	3人・経営体/年
農作業等受託面積	26ha	26ha	27ha	28ha	28ha	—	40ha

○大船渡市農業振興対策協議会設置条例

昭和48年3月5日条例第12号

改正

平成11年3月12日条例第2号

平成13年11月14日条例第86号

平成14年3月18日条例第14号

平成24年3月19日条例第11号

大船渡市農業振興対策協議会設置条例

(設置)

第1条 農業の振興対策に関し、必要な事項を調査審議するため、市長の諮問機関として大船渡市農業振興対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 協議会の所掌事項は、おおむね、次のとおりとする。

- (1) 農業振興の総合的対策に関すること。
- (2) 市農業長期計画の推進に関すること。
- (3) その他農業振興に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもつて組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業委員会の委員
- (2) 農業団体の役職員
- (3) 知識経験者
- (4) 農業者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第6条** 協議会の庶務は、農林水産部において処理する。

(補則)

**第7条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 大船渡市農業基本対策協議会設置条例（昭和39年条例第10号）は、廃止する。

#### 附 則（平成11年3月12日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成13年11月14日条例第86号）

1 この条例は、平成13年11月15日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成15年3月31日までの間に委嘱される大船渡市農業振興対策協議会の委員の任期は、改正後の大船渡市農業振興対策協議会設置条例第3条第2項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

#### 附 則（平成14年3月18日条例第14号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成24年3月19日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。（後略）

## ○ 大船渡市農業振興対策協議会事務局設置要領

### (設置の目的)

第1条 大船渡市農業振興対策協議会設置条例（昭和48年大船渡市条例第12号）第1条の規定に基づく大船渡市農業振興対策協議会（以下「協議会」という。）の所掌事項に属する事務を処理するため、大船渡市農業振興対策協議会に事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 事務局は、概ね15人程度の局員をもって組織し、局員は、次の各号に掲げる者のうちから協議会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 農業委員会事務局の職員
- (2) 協議会委員の属する農業団体の職員
- (3) 農林課の職員
- (4) その他、会長が認める者

2 事務局に事務局長1名を置き、事務局長は農林課長をもって充てる。

3 事務局長は、会長の命を受け、事務を総理し、事務局会議の議長となる。

### (会議)

第3条 事務局会議は必要に応じ会長が招集する。

### (補則)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この要領は、平成7年2月9日から施行する。